



～一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの～をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2019年
4月



メディアリテラシーと男女共同参画

～だれもが主体的に考え行動する力を身につけるために～

メディアとは、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを含む情報を伝えるための媒体。
リテラシーとは、読み書きの能力のことをいいます。
つまり「**メディア・リテラシー**」とは、メディアから流される情報をうのみにせず、主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用し、発信する能力のことです。

近年、メディアによってもたらされる影響は、大人だけではなく、子どもも含め、ますます大きくなってきています。したがって、一人ひとりの「**メディア・リテラシー**」の向上は、非常に重要なことです。

そして、**男女共同参画**と「**メディア・リテラシー**」を今回一緒に取り上げるのは、メディアの中で女性の性的側面を強調したり、女性への暴力を容認するような表現が見受けられたりするからです。また、「女はこうあるべき、男はこうあるべき」といった固定観念にしばられた表現もいまだ多く見られます。

昨年、某雑誌に女子学生を大学別にランク付けする記事が掲載されたことで、学生が女性蔑視であると怒りの声を上げ、記事撤回や謝罪を求めるネット署名活動を行ったことが話題となりました。さらに、記事で名指された5大学も雑誌編集部に抗議し、雑誌編集部は世間に向けて謝罪文を発表したことも記憶に新しいかと思います。このニュースがなぜ話題になったか考えると、①若者がメディアからの情報（女性が軽んじられ、女性自身も自己尊重できなくなるような表現の記事）を自分なりに受け止め、社会を変えるため、自分の意思を発信していったことが世間にとって新鮮に感じられたから ②これによって賛否両論な意見が噴出し、だれもがメディアでの女性蔑視について考える機会になったから、ではないでしょうか？

だれもが、受け取った情報を読み解き、情報の内容に対して「私はこう思う」と主体的に考えること、そして、自らの意思で発信していくこと、社会とつながること。一人ひとりが「**メディア・リテラシー**」を身につけていくことは、**男女共同参画社会の実現**に向けての重要な要素の1つとなるでしょう。

平成30年度 デートDV防止セミナー終了！

中学生に向けた「デートDV防止セミナー」は市内5中学校で実施しました。

「デートDV」とは、恋人との間に起こる暴力のことです。
どちらか一方を支配しようとしたり、暴力で相手の心や身体を傷つけることを言います。

筑紫野市では、「第3次ちくしの男女共同参画プラン」において、「DVやデートDVについての周知及び啓発」の内容を盛り込んでいます。

このプランに基づき、平成30年度は筑紫野市内全中学校（5校）において「デートDV防止セミナー」を実施しました。

（日程や対象学年は中学校の希望を取り入れて実施）
来年度もまた継続して行っていく予定です。



＜平成30年度実施実績＞

二日市中学校	3年生	6月29日実施
筑紫野中学校	3年生	9月12日実施
天拝中学校	3年生	9月18日実施
筑紫野南中学校	2年生	9月21日実施
筑山中学校	2年生	3月14日実施

＜3月の団体育成セミナー実施報告＞

「市民意識調査から見る男女共同参画～+今後の災害に備えるために～」

★男女共同参画社会実現のために必要なこと
★自分にできること



＜講座風景 クイズは大好評でわきあいあい＞

毎年、筑紫野市では、男女共同参画関係団体の育成、意識の醸成を目的に、団体育成セミナーをさまざまなテーマで実施しています。

今年の団体育成セミナーでは、武藤桐子さん（NPO法人 福岡ジェンダー研究所 研究員）を講師にお迎えして、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書（筑紫野市 平成29年3月）」をもとに、ワークショップ形式で、男女共同参画社会実現のために必要なこと、自分にできることについて考えなおす内容で実施しました。市民意識調査については、楽しみながら分かりやすく学びました。

また、昨年開催した避難所運営ゲーム（HUG）の経験から、災害時の混乱の中でこそ求められる、男女共同参画の視点についても再度話し合い、だれもが対等に意見を出し合う場の中で、気づきの多い有意義な時間となりました。

＜2019年 新成人に向けた男女共同参画に関する啓発の取り組み＞

今年も新成人へ「デートDV」防止啓発リーフレットを配布しました。



平成31年1月13日(日)、筑紫野市文化会館で筑紫野市成人式が開催されました。

この成人式の後、2月に新成人へ記念アルバムを送付する際、「デートDV」啓発リーフレットを同封して送付しました。

（市内対象者1,037人、このうち市外在住も含めて1,128人に送付）

昨今では、中学・高校生や大学生など若いカップルの間でも、交際相手からの暴力被害が多発しています。新成人の皆さんが、現在、そしてこれからの恋愛や結婚をしていく過程で、対等でおたがいを尊重しあえる関係を築いていくことを願います！



＜デートDV防止啓発リーフレット＞

女性センター相談室のご案内



夫婦のこと（DVや離婚など）、家族のこと、職場のこと（人間関係、セクハラ、パワハラなど）、相談は無料です。秘密は守ります。

ひとりで悩んでいませんか？

TEL (092) 918-1311

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (祝日除く)
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前の水曜日から、電話で申し込んで下さい。

＜発行＞：筑紫野市総務部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所

TEL：092-918-1311 e-mail：danjo@city.chikushino.fukuoka.jp